

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表
 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後

改正前

別表第三 二・三・七・八・四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシンの
 毒性への換算表（第三条関係）

別表第三 二・三・七・八・四塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシンの
 毒性への換算表（第三条関係）

種類	異性体	係数
一 ポリ塩化ジベンゾフラン	(略)	(略)
フラン	一・二・三・七・八・五塩化ジベンゾ	〇・〇三
フラン	二・三・四・七・八・五塩化ジベンゾ	〇・三
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
八塩化ジベンゾフラン	(略)	三
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)

種類	異性体	係数
一 ポリ塩化ジベンゾフラン	(略)	(略)
フラン	一・二・三・七・八・五塩化ジベンゾ	〇・〇五
フラン	二・三・四・七・八・五塩化ジベンゾ	〇・五
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
フラン	(略)	(略)
八塩化ジベンゾフラン	(略)	一
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)
二 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシン	(略)	(略)

		三 コプラ ナーポリ 塩化ビフ エニル
八塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシ	三	〇・〇〇〇
三・四・四・五・四塩化ビフェニル	三	〇・〇〇〇
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
三・三・三・四・四・五・五・六塩化 ビフェニル	〇	〇・〇三
二・三・三・四・四・五・五塩化ビフェ ニル	〇	〇・〇〇〇
二・三・三・四・四・五・五塩化ビフェ ニル	〇	〇・〇〇〇
二・三・三・三・四・四・五塩化ビフェ ニル	〇	〇・〇〇〇
二・三・三・四・四・五・五塩化ビフェ ニル	〇	〇・〇〇〇
二・三・三・四・四・五・五・六塩化 ビフェニル	〇	〇・〇〇〇
二・三・三・三・四・四・五・六塩化ビ フェニル	〇	〇・〇〇〇
二・三・三・三・四・四・五・六塩化 ビフェニル	〇	〇・〇〇〇
二・三・三・三・四・四・五・五・七 塩化ビフェニル	〇	〇・〇〇〇

		三 コプラ ナーポリ 塩化ビフ エニル
八塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシシ	一	〇・〇〇〇
三・四・四・五・四塩化ビフェニル	一	〇・〇〇〇
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
三・三・三・四・四・五・五・六塩化 ビフェニル	〇	〇・〇一
二・三・三・四・四・五・五塩化ビフェ ニル	一	〇・〇〇〇
二・三・三・四・四・五・五塩化ビフェ ニル	一	〇・〇〇〇
二・三・三・三・四・四・五塩化ビフェ ニル	一	〇・〇〇〇
二・三・三・四・四・五・五塩化ビフェ ニル	一	〇・〇〇〇
二・三・三・四・四・五・五・六塩化 ビフェニル	〇	〇・〇〇〇
二・三・三・三・四・四・五・六塩化ビ フェニル	五	〇・〇〇〇
二・三・三・三・四・四・五・六塩化 ビフェニル	五	〇・〇〇〇
二・三・三・三・四・四・五・五・七 塩化ビフェニル	一	〇・〇〇〇

様式第6（第8条関係）
（略）

別紙1

規則第3条第1項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価係数	毒性等量	
ポリ塩化ビフェニル	2, 3, 7, 8 TeCDF			0.1		
	1, 2, 3, 7, 8 PeCDF			0.03		
	2, 3, 4, 7, 8 PeCDF			0.3		
	1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDF			0.1		
	1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDF			0.1		
	1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDF			0.1		
	2, 3, 4, 6, 7, 8 HxCDF			0.1		
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDF			0.01		
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9 HpCDF			0.01		
	OCDF			0.0003		
	Total PCDFs					
	ポリ塩化ジブチル ジオキシン	2, 3, 7, 8 TeCDD			1	
		1, 2, 3, 7, 8 PeCDD			1	
		1, 2, 3, 4, 7, 8 HxCDD			0.1	
1, 2, 3, 6, 7, 8 HxCDD				0.1		
1, 2, 3, 7, 8, 9 HxCDD				0.1		
1, 2, 3, 4, 6, 7, 8 HpCDD				0.01		
OCDD			0.0003			
Total PCDDs						
Total (PCDFs + PCDDs)						
3, 4, 4, 5 TeCB (#81)				0.0003		

	3, 3, 4, 4	TeCB (# 77)				0.0001	
	3, 3, 4, 4, 5	PeCB (# 126)				0.1	
	3, 3, 4, 4, 5, 5	HxCB (# 169)				<u>0.03</u>	
	2, 3, 4, 4, 5	PeCB (# 123)				<u>0.00003</u>	
	2, 3, 4, 4, 5	PeCB (# 118)				<u>0.00003</u>	
	2, 3, 3, 4, 4	PeCB (# 105)				<u>0.00003</u>	
	2, 3, 4, 4, 5	PeCB (# 114)				<u>0.00003</u>	
	2, 3, 4, 4, 5, 5	HxCB (# 167)				<u>0.00003</u>	
	2, 3, 3, 4, 4, 5	HxCB (# 156)				<u>0.00003</u>	
	2, 3, 3, 4, 4, 5	HxCB (# 157)				<u>0.00003</u>	
	2, 3, 3, 4, 4, 5, 5	HpCB (# 189)				<u>0.00003</u>	
Total	コブライナー-PeCB						
Total	ダイオキシン類						

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合は、単位をng/m³(毒性等量にあっては、ng TEQ/m³)。排出水の測定結果を記入する場合は、単位をpg/L(毒性等量にあっては、pg TEQ/L)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合は、単位をng/g(毒性等量にあっては、ng TEQ/g)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格K0311又はK0312によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙 2 (略)

様式第 6 (第 8 条関係)
(略)

別紙 1

規則第 3 条第 1 項に基づき換算したダイオキシン類の構成

整理番号	実測濃度	試料における定量下限	試料における検出下限	毒性等価係数	毒性等量
2, 3, 7, 8	TeCDF			0.1	

ホリ塩化ジベンジコリン	1, 2, 3, 7, 8	PeCDF					<u>0.05</u>		
	2, 3, 4, 7, 8	PeCDF					<u>0.5</u>		
	1, 2, 3, 4, 7, 8	HxCDF					0.1		
	1, 2, 3, 6, 7, 8	HxCDF					0.1		
	1, 2, 3, 7, 8, 9	HxCDF					0.1		
	2, 3, 4, 6, 7, 8	HxCDF					0.1		
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8	HpCDF					0.01		
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9	HpCDF					0.01		
	OCDF						<u>0.0001</u>		
	Total	PCDFs							
ホリ塩化ジベンジコリン パラジオキシン	2, 3, 7, 8	TeCDD					1		
	1, 2, 3, 7, 8	PeCDD					1		
	1, 2, 3, 4, 7, 8	HxCDD					0.1		
	1, 2, 3, 6, 7, 8	HxCDD					0.1		
	1, 2, 3, 7, 8, 9	HxCDD					0.1		
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8	HpCDD					0.01		
	OCDD						<u>0.0001</u>		
	Total	PCDDs							
	Total (PCDFs + PCDDs)								
	コリンナホリ塩化ジコリン	3, 4, 4, 5	TeCB (# 81)					<u>0.0001</u>	
3, 3, 4, 4		TeCB (# 77)					0.0001		
3, 3, 4, 4, 5		PeCB (# 126)					0.1		
3, 3, 4, 4, 5, 5		HxCB (# 169)					<u>0.01</u>		
2, 3, 4, 4, 5		PeCB (# 123)					<u>0.0001</u>		
2, 3, 4, 4, 5		PeCB (# 118)					<u>0.0001</u>		
2, 3, 3, 4, 4		PeCB (# 105)					<u>0.0001</u>		
2, 3, 4, 4, 5	PeCB (# 114)					<u>0.0005</u>			
2, 3, 4, 4, 5, 5	HxCB (# 167)					<u>0.00001</u>			

2, 3, 3, 4, 4, 5	HxCB (# 156)				0.0005	
2, 3, 3, 4, 4, 5	HxCB (# 157)				0.0005	
2, 3, 3, 4, 4, 5, 5	HpCB (# 189)				0.0001	
Total コブナチーPCB						
Total ダイオキシン類						

- 備考 1 排出ガスの測定結果を記入する場合には、単位をng/m³N(毒性等量)にあっては、ng TEQ/m³N、λ 排出水の測定結果を記入する場合には、単位をpg/L(毒性等量)にあっては、pg TEQ/L。)とし、ばいじん等の測定結果を記入する場合には、単位をng/g(毒性等量)にあっては、ng TEQ/g。)とする。
- 2 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- 3 実測濃度の項において、検出下限未満のものは“ND”と記載すること。
- 4 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- 5 用語の定義は、日本工業規格K0311又はK0312によること。
- 6 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。

別紙 2 (略)